

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(随意契約理由番号)	WTO
1	大阪中央卸売市場本場換気設備修繕 その3	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	(株)日立産機システ ム	3,300,000	令和3年1月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	柴島浄水場上系酸注入設備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	JFEアクアサービス機 器(株)	5,170,000	令和3年1月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
3	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設 備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	JFEアクアサービス機 器(株)	2,035,000	令和3年1月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
4	令和2年度共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭 東成 都島 城東 平野 生野 中央 北 此花	(株)理研商会	14,397,900	令和3年1月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	豊野浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設 備改良に伴う既設管理設備改造その他 工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 寝屋川市	東芝インフラシステム ズ(株)	88,660,000	令和3年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
6	庭窪浄水場活性炭吸着池呼吸塔修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	水ingエンジニアリング (株)	11,660,000	令和3年1月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
7	豊崎地下駐車場駐車管制設備更新工事 -2	10:電気通信工事	北区	三菱プレシジョン(株)	24,684,000	令和3年1月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	令和2年度城北寝屋川口水門外37遠方 監視装置修繕	10:電気通信工事	城東 都島 旭	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	6,011,500	令和3年1月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	令和2年度大阪市立弘済院附属病院吸 収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	吹田市	川重冷熱工業(株)	2,530,000	令和3年1月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	楠葉取水場取水施設耐震改良に伴う既 設監視制御設備改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 枚方市	(株)日立製作所	25,410,000	令和3年1月15日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
11	ATC庁舎外2遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江 淀川 城東	(株)KEI	8,761,500	令和3年1月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	令和2年度高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花 大正 住之江	サンケン電気(株)	3,795,000	令和3年1月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	中部環境事業センター出張所冷却塔修 繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	三菱ケミカルインフラ テック(株)	3,685,000	令和3年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	長居公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東住吉区	日立グローバルライフ ソリューションズ(株)	6,130,300	令和3年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	大阪市立青少年センター中央監視装置 改修工事	10:電気通信工事	東淀川区	アズビル(株)	30,800,000	令和3年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(随意契約理由番号)	WTO
16	楠葉取水場外1か所総合水運用設備用ITV設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 枚方市	(株)日立産機テクノサービス	4,620,000	令和3年1月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
17	令和2年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	10:電気通信工事	中央 浪速	(株)安川電機	9,020,000	令和3年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
18	令和2年度 建設局降雨情報設備修繕	09D:機械器具設置工事	市内一円	東芝インフラシステムズ(株)	16,830,000	令和3年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
19	楠葉取水場管理設備用ITV設備整備修繕	10:電気通信工事	枚方市	東芝インフラシステムズ(株)	12,650,000	令和3年1月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
20	瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕	09D:機械器具設置工事	平野区	村瀬炉工業(株)	11,784,960	令和3年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
21	こども文化センター舞台吊物装置改修工事	09D:機械器具設置工事	此花区	三精工事サービス(株)	29,319,840	令和3年2月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
22	令和2年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備補修工事	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	6,765,000	令和3年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
23	庭窪浄水場粉末活性炭注入設備改良に伴う既設監視制御設備改造工事	09B:上下水道施設工事	守口市 東淀川区	(株)日立製作所	88,550,000	令和3年2月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
24	海老江下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	福島区 此花区	三菱電機(株)	57,200,000	令和3年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
25	鶴見緑地(政府苑)ガス系消火設備修繕	09E:消防施設工事	鶴見区	ヤマトプロテック(株)	3,327,170	令和3年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
26	令和2年度舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	パナソニック産機システムズ(株)	3,850,000	令和3年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
27	既設最適先端処理技術実験施設改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	79,200,000	令和3年2月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
28	中浜下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 西成区 福島区 北区 淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	545,600,000	令和3年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
29	旭区民センター小ホール ホリゾン幕取替修繕	09D:機械器具設置工事	旭区	KYBステージエンジニアリング(株)	990,000	令和3年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
30	西成消防署津守出張所建設に伴う消防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	西成区	富士通(株)	2,145,000	令和3年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(随意契約理由番号)	WTO
31	大阪中央卸売市場東部市場塵芥処理設備補修工事	09D:機械器具設置工事	東住吉区	新明和工業(株)	5,280,000	令和3年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	此花下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区 中央区 城東区	(株)日立製作所	303,050,000	令和3年2月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	旭区役所冷却塔修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	空研工業(株)	1,760,000	令和3年2月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
34	夢舞大橋ローリングリーフ式伸縮装置補修工事	07A:鋼桁工事	此花区	日立造船(株)	114,576,000	令和3年2月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	南住吉小学校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	日本オーチス・エレベータ(株)	19,580,000	令和3年3月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
36	大宮中学校外1校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	旭区	三精テクノロジーズ(株)	34,650,000	令和3年3月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	西高等学校外1校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西 西淀川	フジテック(株)	58,850,000	令和3年3月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	北区役所昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	北区	日本オーチス・エレベータ(株)	14,300,000	令和3年3月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	旭区民センター大ホール空調設備(AC-K-3系統)電動二方弁ほか取替修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	日本空調サービス(株)	2,761,000	令和3年3月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	新型コロナウイルス予防接種会場(旭区民センター)の使用に伴う空調設備等の緊急修繕	

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場換気設備修繕その3

2 契約の相手方

(株)日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している換気設備の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、(株)日立製作所が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。よって、本工事を施工できるのは、(株)日立製作所から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている(株)日立産機システムのみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系酸注入設備修繕

2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場の上系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工 (株) は上水プラント事業について、平成26年5月1日にJ F E エンジニアリング (株) に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、J F E エンジニアリング (株) より修繕業務を移管されているJ F E アクアサービス機器 (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場の上系に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工（株）は上水プラント事業について、平成26年5月1日にJFEエンジニアリング（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、JFEエンジニアリング（株）より修繕業務を移管されているJFEアクアサービス機器（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴う既設管理設備改造その他工事

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良及び楠葉取水場取水施設耐震改良に伴い、豊野浄水場及び柴島浄水場の既設管理設備の改造を行うものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）東芝以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

（株）東芝の当該事業については、平成 29 年 7 月から東芝電気サービス（株）に吸収分割され、同時に東芝インフラシステムズ（株）に社名変更されている。

よって、本工事を実施できるのは東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場活性炭吸着池呼吸塔修繕

2 契約の相手方

水 ing エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場活性炭吸着池に設置している呼吸塔の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株) 荏原製作所は水関連事業について、平成21年に水 ing (株) に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、水 ing (株) より修繕業務を移管されている水 ing エンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 工事名称

豊崎地下駐車場駐車管制設備更新工事－2

2 契約の相手方

三菱プレジジョン (株)

3 随意契約理由

本工事は、豊崎地下駐車場内に設置されている駐車料金設備の一部である駐車券発行機、出口計算機、カーゲート、料金計算機、管理計算機、監視計算機を更新するものである。

本工事において更新する設備は、三菱プレジジョン (株) が製作したものであり、高い信頼性が要求される駐車券の発行や駐車料金の計算、領収証の発行など、入場から出場まで全てを自動で行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに設備の更新に必要なシステム全体の変更 (機能追加・設定変更) を行うためには既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である三菱プレジジョン (株) 以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である三菱プレジジョン (株) と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7261)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和2年度城北寝屋川口水門外37遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する令和2年度城北寝屋川口水門外37箇所遠方監視装置は、城北川河川の管理に必要な機器(放流警報監視制御装置等)を遠方監視する設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市立弘済院附属病院吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本案件の吸収式冷温水機については、製造元である本契約相手方と保守点検契約を締結している。

同2号機の電気部品が経年劣化により損傷しインターロック故障が頻発し、病院運営に支障をきたすため、当該部品を交換する必要性が生じた。当該部品交換については、本契約相手方が製造・販売・保守を行っており、他業者では部品の手配・保守交換を行うことができない。

よって、製造元である本契約相手方以外には施行することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理） 06（6871）8003

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場取水施設耐震改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、楠葉取水場取水施設改良及び水質テレメータ改良に伴い、既設監視制御設備及び総合水運用システムの改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎外2 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、道路情報板等の道路付属設備の監視を行うためにA T C庁舎内外2 か所に設置されている既設遠方監視装置にプログラムソフトの追加を行うものである。

本工事でソフト追加を行う既設監視装置は(株) K E Iが独自の技術で設計製作設置したものであり、既設監視装置のソフト追加に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設監視装置の設計製作者の技術が必要である。

また、既設監視装置設計製作者である(株) K E I以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) K E Iと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7416)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和2年度高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気(株)

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋、新木津川大橋及び常吉大橋の3橋において航空法第51条により設置が義務付けされている航空障害灯の修繕を行い、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保することを目的としている。

また、本設備は国土交通省航空局の承認が必要であり、サンケン電気(株)はその承認を受けた製造者である。本設備における各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて製作しており、他社に情報提供が出来ないため、サンケン電気(株)でなければ本業務の履行が出来ない。

以上の理由により、サンケン電気(株)に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号06-6615-7261)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所冷却塔修繕

2 契約の相手方

三菱ケミカルインフラテック㈱

3 随意契約理由

本修繕は中部環境事業センター出張所における冷却塔（以下、「当該設備」という。）の主要部品が故障し、性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替え後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を図るものである。

当該設備は三菱樹脂㈱が独自に有する技術により製造したものであり、本修繕については、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、整備後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、旧三菱樹脂㈱製の製品について専属でサービス及びメンテナンスを実施している三菱ケミカルインフラテック㈱と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 修繕名称

長居公園事務所空調機修繕

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、長居公園事務所内にある空調機の修繕である。

現在、長居公園事務所の事務室に設置しているものであるが、経年劣化等により室外機・室内機が故障し作動しなくなったため部品交換等をするものである。

本製品は、日立グローバルライフソリューションズ(株) (旧社名：日立アプライアンス(株)) が製造したもので、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、既存部分の整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、唯一これらを遂行することができる日立グローバルライフソリューションズ（株）と契約するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所
(電話番号：06-6691-7200)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市立青少年センター中央監視装置改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、青少年センター中央監視装置（アズビル（株）製）における中央監視盤を更新するものである。

中央監視装置については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由から、アズビル（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（電話番号 06-6208-8157）

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場外1か所総合水運用設備用ITV設備外整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、楠葉取水場に設置している総合水運用設備用ITV設備及び柴島浄水場に設置している浄水管理設備用無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ITV設備及び無停電電源装置は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がITV設備及び無停電電源装置固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1. 修繕名称

令和2年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

(株)安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。よって修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ㈱

3 随意契約理由

今回修繕する建設局降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は㈱東芝が独自の技術で設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、他社にその修繕を行わせることはできない。

なお、㈱東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス㈱に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ㈱に社名変更を行っている。

以上のことから本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7180)

19

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場管理設備用 I T V 設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、楠葉取水場に設置している I T V 設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株) 東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成 29 年 7 月 1 日に東芝電機サービス (株) に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス (株) から東芝インフラシステムズ (株) に社名変更した。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (電話番号 072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕

2 契約の相手方

村瀬炉工業（株）

3 随意契約理由

本件は、瓜破斎場の火葬設備に設置されている燃焼用ターボブロワの動力部分が故障し、火葬設備の性能が十分に発揮できなくなったため、修繕を行うものである。

本機器は、製造業者独自の技術により製造されたものであるため、修繕については、製造業者である（株）武藤電機のみが可能であり、製造業者以外では対応ができない。また、損傷した部品についても同社のみが供給可能である。

なお、本市の斎場に設置されている（株）武藤電機製の機器の修繕及び部品納入等の業務については、製造業者が村瀬炉工業（株）に移管しているため、村瀬炉工業（株）のみ履行可能である。

よって、村瀬炉工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3374）

随意契約理由書

2/

1 案件名称

こども文化センター舞台吊物装置改修工事

2 契約の相手方

三精工事サービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、こども文化センターに設置の舞台吊物装置の一部を改修するものである。こども文化センターに設置の舞台吊物装置については、上記業者が独自の技術で設計・設置したものであり、今回の改修工事を実施するにあたっては上記業者による純正製品の部品供給と設計者独自の規格を熟知した知識が必要となる。

また、本工事は舞台吊物の部品を取り替えるものであり、その施工においては、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。既設本体との調整が不可欠であること、また施工責任の一元化を図る必要がある。

上記の理由から、三精工事サービス (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課 (電話番号 06-6208-8157)

随意契約理由書

22

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備補修工事

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本工事は、水産卸売場棟低温化設備の機能を維持するため、冷凍機の部品交換並びに圧縮機の整備を行うものである。

当該設備は、東部市場の水産卸売場を低温に維持し、水産物の低温化流通に必要な不可欠なものであるため、その機能を維持し運用することは生鮮食料品を取り扱う当市場において非常に重要である。

工事の対象となる冷凍機は、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、工事にあたっては、同社を通じてのみ入手可能な純正部品並びに機器に関する知識が必要であるとともに、補修工事後の的確な試運転調整が求められる。

よって、当該設備の作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることから、補修工事を実施できるのは、(株)前川製作所のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

23

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場粉末活性炭注入設備改良に伴う既設監視制御設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場粉末活性炭注入設備改良に伴い、既設監視制御設備改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

24

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 海老江下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場における別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、製作する機器は操作・制御回路が既設設備と密接に関連しており、一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながらの切替えが必要であり、切替えの際、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

25

1 案件名称

鶴見緑地（政府苑）ガス系消火設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック(株)

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見緑地（政府苑）に設置しているガス系消火設備のハロゲン化物消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本消火設備は、ヤマトプロテック(株)が設計製作・施工したものであり、部品交換及び試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く装置本体に取り付けることは出来ず、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和2年度舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方：パナソニック産機システムズ㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する吸収式冷温水機は、舞洲スラッジセンターの熱負荷が高い監視室を含む全館を冷却するための冷水及び全館の給湯用の温水を作るための熱源設備であり、施設の運営において重要な設備である。

今般、長時間の運転により、冷却水系統の腐食や各部の損耗により、熱効率低下等の不具合が生じてきていることから、修繕するものである。

本設備は、三洋電機㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機㈱を完全子会社化したパナソニック㈱の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ㈱に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

既設最適先端処理技術実験施設改造工事

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の改造を行い、新たな処理技術の実験設備構築を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、設備の改造に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本工事を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難となり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本工事竣工後の一貫した責任と性能について保証を行うことが出来る唯一の業者は、理水化学㈱である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

28

1 工事名称：中浜下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由： 本工事は、中浜下水処理場外4か所において、別途関連工事に伴い必要となる運転監視及び自動制御をするため、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のハードウェアやソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7895)

29

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター小ホール ホリゾン幕取替修繕

2 契約の相手方

KYBステージエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本案件は、旭区民センター小ホール舞台に設置しているホリゾン幕を撤去し、取替設置の上、正常に動作するための調整作業までを行うものである。

令和2年8月に小ホール舞台のホリゾン幕が、吊下バトンから一部脱落して使用できなくなり、令和2年10月末の定期点検時に詳細原因を調査した結果、経年劣化による生地の破断が原因と判明した。現状のままでは、利用希望の多いホリゾン幕の供用ができず、利用者に対して本来あるべき設備の提供が困難であることから、当該修繕が必要である。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、KYBステージエンジニアリング (株) が設計・製作・設置を行っており、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはKYBステージエンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 市民協働課 (電話番号06-6957-9743)

審査会承認 No.
020503H

随意契約理由書

1 案件名称

西成消防署津守出張所建設に伴う消防情報システム署所設備工事

2 契約の相手方

富士通㈱

3 随意契約理由

本案件は、消防署及び出張所の工事に伴い消防情報システム署所設備の設置、改修を行う工事である。

消防情報システム署所設備は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備であるため、作業を行うには専門的知識や技術を保有している必要がある。

上記業者は、消防情報システム署所設備を開発・納入した業者で、設備の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有する唯一の業者である。

当該設備は消防情報システムの一部であり、上記業者以外の者が当該業務を履行した場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

3 /

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場塵芥処理設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、早急な補修が必要であることが判明したため実施するものである。

東部市場に設置されている塵芥処理設備は、場内の良好な衛生環境を保つために必要不可欠な設備であり、かつ日々故障なく安定的に稼働することが求められており、故障が発生した場合、ごみの処理が滞り市場運営にも多大な支障をきたすこととなる。

今回対象となる設備は、新明和工業(株)が製造及び施工したものであり、補修にあたっては、製造者独自の規格を熟知しているとともに純正部品並びに専門技術及び知識が必要である。

よって、当該設備の作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることから、補修工事を実施できるのは、新明和工業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

32

- 1 工事名称：此花下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：(株)日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、此花下水処理場外3か所における別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株)日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所冷却塔修繕

2 契約の相手方

空研工業（株）

3 随意契約理由

旭区役所庁舎に設置している空調設備のうち、水などの熱媒体を大気と直接又は間接的に接触させて冷却する熱交換器である冷却塔は、空研工業（株）製が使用されている。

今回この機器における送風機のモーター、軸受ユニット及び循環出入口管が経年劣化により異音、錆及び腐食が発生しており、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、部品の交換が必要となった。

本修繕部品については、同社独自の技術により設計及び製造されており、専用部品となっていること、また、本修繕作業については、施工上の経験及び知識を特に必要とするものであり、同社以外での整備技術面の対応は不可能である。

加えて、修繕後の性能、作動状態及び耐寿命に対して一貫して責任を持たすことができるのは、空研工業（株）のみである。

上記理由により、空研工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所企画総務課（電話番号：06-6957-9626）

随意契約理由書

1 工事名称

夢舞大橋ローリングリーフ式伸縮装置補修工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

夢舞大橋は大阪市の臨海部である夢洲と舞洲をつなぐ長大橋として平成13年3月に架設されたものである。

本橋の主橋梁部は、2基の鋼製ポンツーンで上部構造を支持する浮体形式であり、浮体橋部は海水の潮位変動によって最大で4m近く上下することから、浮体橋部分と陸上部からの取付高架橋をつなぐ伸縮部は、その変動をすべて吸収する必要があるため、一般的な伸縮装置とは異なるローリングリーフ式伸縮装置が採用されている。

本工事は、このローリングリーフ式伸縮装置の舌板、振子板の補修や連結ピンの取替などを行うものであるが、本伸縮装置は、架設当時に日立造船（株）が設計・製作・施工を行っており、今回の補修に関しても、ローリングリーフ式伸縮装置に関する専門的知識と技術が必要であるため、これらを有し的確に補修が出来るのは同社以外にはいない。

また、既設ローリングリーフ式伸縮装置を製作した日立造船（株）以外では、補修後の機能について責任の所在が不明確になることから、本補修工事を施工できる唯一の業者である日立造船（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局道路部橋梁課（電話 06-6615-6824）

随意契約理由書

35

1 案件名称

南住吉小学校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から26年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されているため、故障すると昇降機を使用できなくなることから、計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、また、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

1 案件名称

大宮中学校外1校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ(株)が製造・設置したものである。大宮中学校の昇降機設備は設置から28年、城北小学校の昇降機設備は設置から26年経過しており、主要機器部品の製造が中止されているため、故障すると昇降機を使用できなくなることから、計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、また、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

37

1 案件名称

西高等学校外1校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック (株) が製造・設置したものである。昇降機設備設置から26年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されているため、故障すると昇降機を使用できなくなることから、計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、また、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

北区役所昇降機設備工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、北区役所執務室内にエレベーターを新たに設置するものである。

今回エレベーターの設置を予定している場所の下部には駐車場があり、エレベーターの機種検討に際しては「駐車台数を減少させない」「人の往来などへの利用制限がない」などの条件を満たす機種を選定する必要がある。

一般的に採用される「機械室レス型ロープ式エレベーター」では、今回想定しているエレベーターの仕様として1,200mm以上のピット寸法が必要になり昇降路下部に影響を与えることから上記条件をクリアできない。その一方で、「機械室レス水圧式乗用エレベーター」と「スクリー式エレベーター」の2種はピット寸法を最小（150mm）とすることが可能であり、上記条件を満たすことができるが、「スクリー式エレベーター」は、オイル臭と作動音が大きい問題があり執務室内での設置には不向きであることから、オイル臭がなく作動音が静かで図書館等への設置実績がある「機械室レス水圧式乗用エレベーター」を本工事の設置機種に選定する。

なお、「機械室レス水圧式乗用エレベーター」を制作することが可能であり、その構造を熟知し、施工能力を有するのは日本オーチス・エレベータ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6208-9624）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター大ホール空調設備（AC-K-3 系統）電動二方弁ほか取替修繕

2 契約の相手方

日本空調サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、旭区民センター大ホール（以下、ホールと呼ぶ。）の空調設備を修繕するものである。

当該設備は、ホールの構造上、直接外気を導入する窓がないことから、温度管理は当該空調設備が一手に行っており、その空気調和を担う AC-K-3 系統冷温水配管に接続している電動二方弁からの漏水により冷却機能が著しく低下しているため、該当部品及び付帯物の取替を行うものである。

今般、令和 3 年 2 月 9 日付けで大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議から集団接種会場等の調査通知を受け、本年 4 月から 9 月末までの間、当該ホールは新型コロナワクチンの接種会場に選定された。ワクチン接種時には、高齢者・障がい者・基礎疾患のある方など様々な方が来られるため、温度の適正管理を行い、事故を未然に防ぎ、安全且つ適切な環境を提供する必要があるため、当該修繕について早急に行う必要がある。

令和 2 年 3 月 3 日付総務省通知（総行行第 61 条）によれば、地方公共団体における新型コロナウイルス感染症への対応に際し、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約が可能とされている。このことから、本施設の供用開始から一貫して保守管理を実施している日本空調サービス（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

旭区役所 市民協働課（電話番号 06-6957-9008）